

攻めの園芸緊急生産対策事業における中古機械の取扱いについて

1 要件

- ・ 事業主体で複数基導入する場合、全員中古である必要はなく、あくまで「同一技術」であれば新品と中古が混在しても良いものとする。その場合、処分制限期間がそれぞれ異なることに留意する。
- ・ いずれの機械についても、残存期間が5年以上あるものとする。

2 補助対象

- ・ 取得費を補助対象とする。
- ・ 新品の場合と同様の手順で、入札を実施して最低価格のものを導入すること。
※入札の仕様を示す際に“中古機械を含む”と明示しておく。
- ・ 残存期間については、法定耐用年数から経過年数を引いたものとする。